

発想の転換による「遺産分割の工夫」によって相続開始後においても相続税を軽減することができることを、設例などを用いて解説しています。今回は、「配偶者の税額軽減」についてです。

1. 配偶者の税額軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

- ① 1億6千万円 又は ② 配偶者の法定相続分相当額

配偶者の税額軽減の規定は、相続税の申告書に、配偶者の税額軽減の規定の適用を受ける旨及び配偶者の軽減金額の計算に関する明細の記載をした書類その他の一定の書類の添付がある場合に限り適用する（相法19の2③）とされています。そのことから、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けるか否かは任意とされています。

2. 配偶者の税額軽減の規定の適用を受けるか否かの有利・不利

相続税の申告に当たり、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることが有利か否か慎重に判断しなければなりません。

なぜなら、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けない場合で、連続して相続が開始したら、第一次相続で配偶者が納付しなければならない相続税は、配偶者が相続した財産から債務として控除され、第二次相続の相続税の納付税額は、相次相続控除によって税額控除されることから、相当額軽減されます。

相次相続控除とは、今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続（被相続人からの相続人に対する遺贈に限る）や、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した相続人の相続税額から、一定の金額を控除する制度です（相法20）。

【設例：配偶者の税額軽減制度の適用を受ける場合・受けない場合】

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 父の遺産 10億円
3. 相続人 母・長男・長女
4. その他 母固有の財産は4億円とする
5. 母の相続（令和4年5月死亡）

（単位：万円）

相続割合	配偶者の税額軽減を受ける				配偶者の税額軽減を選択しない			
	父の相続の税額		母の相続の税額	合計税額	父の相続の税額		母の相続の税額	合計税額
	母①	子二人②	子二人③	①+②+③	母①	子二人②	子二人③	①+②+③
10:0	17,810	0	32,786	50,596	35,620	0	6,070	41,690
9:1	14,248	3,562	33,128	50,938	32,058	3,562	6,414	42,034
8:2	10,686	7,124	33,472	51,282	28,496	7,124	6,756	42,376
7:3	7,124	10,686	33,814	51,624	24,934	10,686	7,100	42,720
6:4	3,562	14,248	34,158	51,968	21,372	14,248	7,442	43,062
5:5	0	17,810	34,500	52,310	17,810	17,810	7,786	43,406
4:6	0	21,372	29,500	50,872	14,248	21,372	8,130	43,750
3:7	0	24,934	24,500	49,434	10,686	24,934	8,716	44,336
2:8	0	28,496	19,710	48,206	7,124	28,496	9,380	45,000
1:9	0	32,058	15,210	47,268	3,562	32,058	10,046	45,666
0:10	0	35,620	10,920	46,540	0	35,620	10,920	46,540

（注）税額控除等は、配偶者の税額軽減及び相次相続控除額のみとして計算しています。

配偶者の税額軽減の適用を受ける場合には、配偶者が一円も相続しないことで、通算相続税が最も少なくなります。

一方、配偶者の税額軽減の適用を受けない場合には、配偶者がすべての財産を相続することで、通算相続税は最も少なくなります。このように、同年中などに連続して両親の相続が開始した場合には、残された配偶者が配偶者の税額軽減の適用を受けるか否か慎重に検討しなければなりません。

（文責：山本和義）